

いわき市高規格道路整備促進期成同盟会 規約

(名 称)

第1条 本会は、いわき市高規格道路整備促進同盟会（以下「同盟会」という。）と称する。

(目 的)

第2条 同盟会は、いわき市を通過する高規格幹線道路及び高規格幹線道路と地域拠点との連結強化を図る地域高規格道路等の整備を促進し、市内外の交流・連携軸の早期整備に寄与するとともに、市内の産業・経済・文化の進展を図ることを目的とする。

(事 業)

第3条 同盟会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の早期整備実現のための促進運動
- (2) 高規格幹線道路及び地域高規格道路等の早期整備に関する情報収集、調査等の実施
- (3) その他、同盟会の目的達成に必要な事業

(組 織)

第4条 同盟会は、いわき市、いわき市議会、いわき商工会議所及び同盟会の設立趣旨に賛同する諸団体、企業等をもって組織する。

(役 員)

第5条 同盟会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
 - (2) 副会長 2 名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 監 事 2 名
- 2 会長は、いわき市長の職にあるものをもって充てる。
 - 3 副会長、理事及び監事は、総会において選任する。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第7条 会長は、同盟会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、同盟会の事業促進に必要な事業を行う。
- 4 監事は、同盟会の会計を監査する。

(顧問)

第8条 同盟会に顧問をおくことができる。

2 顧問は、会長が委嘱する。

(会議)

第9条 会議は、総会及び理事会とし、必要に応じ会長が招集する。

2 総会においては、会長が議長にあたる。

(総会及び理事会)

第10条 総会は、同盟会の事業計画、予算及び決算、その他会長が必要と認めた事項を審議する。

2 理事会は、会運営に関する事項等の企画立案にあたる。

(事務局)

第11条 同盟会の事務局は、いわき市土木部土木課におく。

2 事務局職員は、会長が委嘱する。

(会計)

第12条 同盟会の経費は、いわき市補助金、分担金及びその他の収入をもって充てる。

2 同盟会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(補足)

第13条 この規約に定めるもののほか同盟会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成11年6月30日から施行する。

附 則

この規約は、平成13年5月23日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年5月9日から施行する。